

鳥取県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いについて

他の都道府県から鳥取県内に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いは、次のとおりとする。

1 狩猟者登録申請書及び狩猟税納付書用紙の請求先

9月1日以降に、申請予定者は同用紙を下記あてに請求するものとする。

(原則、ファクシミリ・電子メールにより受付ける。請求者は、郵便番号、住所、氏名、電話番号を記載すること。)

〒680-8570

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課
自然環境保全担当

電話 0857-26-7872 ファクシミリ 0857-26-7561

メールアドレス shizen-kyousei@pref.tottori.lg.jp

2 提出書類

- (1) 狩猟者登録申請書 ----- 1部
R6年度から複数種登録申請する場合でも提出申請書は1枚で受付可能となりました。
- (2) 狩猟税納付書 ----- 各1部
納税納付書は登録しようとする免許種毎に提出が必要です。
- (3) 登録用に再交付された狩猟免状又は一般社団法人である都道府県猟友会長が
狩猟免状を有することを証明した書類 ----- 1部
- (4) 当該年度の一般社団法人大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証
明書、あるいは損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書(補
償額が3千万円以上)、または資産に関する証明書 ----- 1部
- (5) 写真(最近6カ月以内に撮影した正面上三分身、無帽、無背景のライカ判[3.0cm
×2.4cm]で裏面に氏名及び撮影年月日を明記したもの。カラーが望ましい) ----- 2枚
- (6) 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な提出書類
- ア 対象鳥獣捕獲員である場合(鳥取県内市町村長により指名された場合に限る)
対象鳥獣捕獲員であることを証する書類 ----- 1部
※対象鳥獣捕獲員とは、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特
別措置に関する法律」に定める鳥獣被害対策実施隊員であって主として対象鳥獣
の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任
命された者をいう。
- イ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である場合(鳥取県で事業を実施した場合に限る)
- (ア) 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し ----- 1部
- (イ) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書 ----- 1部
- (ウ) 申請日1年以内に鳥取県の事業を実施受託したことを証する契約書等の写し
----- 1部
- (エ) 上記(ウ)の事業に従事した際の従事者証の写し ----- 1部
※「認定鳥獣捕獲等事業者」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に

関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第18条の5第2項第1号に規定される者であり、また「捕獲従事者」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の2第2項第6号に規定される者をいう。

- ウ 許可捕獲者（鳥取県内で捕獲等を行った者に限る）
- （ア）鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けその捕獲等を行った場合
- a 狩猟者登録の申請前1年以内に発行された許可証の写し ----- 1部
 なお、法第9条第13項に係る報告を記載し、備考欄に捕獲日又は捕獲出勤日を記載すること。
- （イ）鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者の従事者として行った場合
- a 狩猟者登録の申請前1年以内に発行された従事者証の写し ----- 1部
 b 捕獲等従事結果報告書 ----- 1部

3 税及び手数料等

(1) 狩猟税

- ア 第一種銃猟 ----- 16,500円
 ただし、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の証明書を添付した者 --- 11,000円
- イ 網猟又はわな猟 ----- 各 8,200円
 ただし、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の証明書を添付した者 -- 各 5,500円
- ウ 第二種銃猟 ----- 5,500円
 （参考）狩猟者登録制度の改正に伴い、第一種銃猟登録を受けたものが、空気銃を使用する場合、空気銃に係る狩猟税を課さない。
- エ 対象鳥獣捕獲員 ----- 課税免除
 ただし、鳥取県内の市町村長が、当該管内での従事者として身分を証明した者に限る。
 令和7年3月31日までの登録に限る。
- オ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者 ----- 課税免除
 ただし、鳥取県内で事業を実施した場合に限る。
- カ 許可捕獲者（鳥取県内で捕獲等を行った者に限る） ----- 上記アからウの狩猟税の半額
 鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又はその捕獲に従事した者に限る。
 令和7年3月31日までの登録に限る。

- (2) 狩猟者登録手数料 ----- 1,800円

(3) 郵送料（返送料）

振込等の必要はなし。

狩猟者登録証、記章等は以下の方法でのお届けとする。

ア 料金着払い郵便

イ レターパックプラス「赤色のもの」（個人の場合のみ）

※レターパックプラスでの返送を希望する場合は、返送先を記入したレターパックプラスを申請書に同封すること。なお、レターパックプラスの詳細はインターネット等で確認す

ること。

10月1日から郵便料金が増額になりますので、料金不足にご注意ください。

10月1日以前の申請であっても、返送は10月15日以降のため不足分は切手を同封してください。

4 書類提出（送付）先

1の請求先と同じ。

5 狩猟者登録申請の手続き

(1) 提出書類を郵送により提出する。当課からの電話連絡があるまで、下記(2)振込による納付を行わないこと。(申請書にはつながりやすい電話番号を必ず記入すること)

なお、誤って申請書類郵送前に振込により納付をした場合は、速やかに電話(0857-26-7872)すること。

(2) 下記銀行振込により納付する。(現金書留などによる納付は受け付けない。)

[振込先] 山陰合同銀行(金融機関コード 0167)
鳥取県庁支店(支店コード 054)
普通預金 口座番号3619187

(名義) しぜんきょうせいか すいとういん たかはしかずこ
自然共生課 出納員 高橋和子

【振込先の「支店名」にご注意を】

似たような名称の別の支店に間違っ振り込むトラブルが発生しているため振込手続きの際には、「鳥取県庁支店(支店コード054)」になっているか、必ず確認すること。

(3) 振込納付後5日以内に、銀行振込依頼書の写しをファクシミリ(0857-26-7561)で送付するか、または、書類を提出する前に振込による納付を行った場合は、2の提出書類に同封すること。

6 受付期間等

書類の受付は令和6年9月17日から開始し、登録証等の交付は10月15日以降から受付順に郵送する。

但し、10月11日までに書類が到着しない場合は、10月末日までに登録証等の交付ができない場合がある。

書類の審査には時間を要するため、受付順に手続きを行うものとする。お届けまでに2週間程度かかるため、余裕をもって申請すること。

7 その他

(1) 申請書及び納付書の用紙は、鳥取県発行のもの及び同様式のものとする。

(2) 申請手続きは、できるだけ猟友会等で取りまとめのうえ、送付書(別紙様式)を添付して一括申請すること。

(3) 申請書には連絡先の電話番号を必ず記入すること。

(4) 書類に不備（記入漏れ、証明印漏れ、住所の相違等）があるものは受理せず、当該申請書を料金着払いで返送する場合がありますので、提出にあたっては十分注意すること。

(5) **登録証の即日交付は行わない。**

※申請書等を持参されても即日交付は行いません。

(6) 登録証は、鳥獣捕獲報告とともに、狩猟者登録の有効期間満了後30日以内に鳥取県自然共生課へ返納すること。

8 狩猟期間について

(1) イノシシ、ニホンジカ（11月1日～翌年2月末日）

(2) ツキノワグマ（11月15日～12月14日）

※有害捕獲等による殺処分数が捕獲上限数を超えた場合、超えると予想される場合は狩猟の自粛を要請します。

(3) その他の鳥獣（11月15日～翌年2月15日）

9 豚熱（CSF）への対策

(1) 豚熱ウイルス拡散防止のお願い

豚熱に感染した野生イノシシが確認されている。

入猟前、入猟後（複数地域を回る場合は、移動の前後）には靴・衣服、道具、手指、車両等の消毒、イノシシを捕獲したときは死体・残渣の適切処理、捕獲地点・埋設場所などの消毒を徹底すること。

(2) 感染確認地域の確認

狩猟や有害捕獲等のために立ち入る区域が、豚熱に感染した野生イノシシが発見された場所から半径10km圏内（以下感染確認区域）かどうか確認してください。

感染確認区域は、県のホームページで公開しています。（QRコードから確認できます）



(3) 感染確認区域でのお願い

感染確認区域内で捕獲したイノシシの個体、肉、内臓及び血液等は、自家消費を含めて、区域外へ持ち出さないでください。